

妊娠から出産・子育てまでの支援の強化について

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となっている。

こうした中、妊婦・子育て家庭に必要な支援を行うため、出産・子育て応援交付金事業について、以下のとおり対応いただきたい。

- 本事業の法制化後においても、出産・子育て応援ギフトをクーポン等により出産・子育てに必要な支援につなげるため、利用者が給付方法を選択できる仕組みを構築するためのシステム改修費用やランニングコスト等、クーポン等給付促進のための自治体独自の取組に係る費用に対して、財政的支援を講じること。
- 給付の法制化後においても、妊婦に対する伴走型相談支援を継続実施するため、必要となる地方負担に係る安定財源を確保すること。
- 伴走型相談支援と「こども家庭センター」による母子保健・児童福祉の一体的支援を、市町村がスムーズに事業実施ができるよう、国において相互の関係性や実施方法を整理するとともに、伴走型相談支援の効率的・効果的な取組モデルを提示すること

【現状・課題等】

- 出産・子育て応援交付金については、経済的支援の法制化が検討されている。（施行：令和7年度予定）
給付の方法は、法律上現金給付とされているが、運用上、受給者がクーポン等での給付を選択することができるよう国での検討されている。
しかし、支給方法を個人の判断に委ねると、多くの場合、現金給付が選択される結果となりかねず、国が推奨してきたクーポン等による支給や子育て支援サービスへの誘導が困難となる懸念がある。
- こども未来戦略（令和5年12月22日決定）において、こども・子育て支援金制度を創設するとされているが、伴走型相談支援は財源措置の対象外となっている。
地方自治体の財政力等によって支援の水準に格差が生じることのないよう、地方負担分も含めた財源確保が重要である。
- 全ての妊産婦、子ども、子育て世帯を支援する「こども家庭センター」において、伴走型相談支援についても一体的に実施できる体制を整備する必要がある。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 こども・子育て総合支援室(075-414-4727)
---------------	----------------------------------

【国の事業等】**■ 出産・子育て応援交付金〔こども家庭庁〕 624 億円**

妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を一体として実施する。

■ こども家庭センター

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する。

地域子ども・子育て支援事業において、こども家庭センターの運営や、センターが行う家庭支援事業への財政的支援を実施

【京都府の取組】**■ 出産・子育て応援交付金事業費 287 百万円**

妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の支援と経済的な支援を一体的に実施し、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備

R5年10月に、ベビー用品や子育て支援サービスを電子クーポン等で支給するプラットフォームを開設・運用を開始（R6.4月時点で10市町が参加）

■ 保育や地域の子育て支援充実事業 2,448 百万円の一部

市町村が実施する利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て世帯訪問支援事業等地域の子育て支援を充実する事業（法定13事業（妊婦検診を除く。）及び子どもを守る地域ネットワーク強化事業）に補助を実施